

# 入札公告

令和7年度まほろば健康パークアドバイザー業務委託について、次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を執行するので、地方自治法施工令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和7年4月4日

奈良県知事 山下 真

## 第1 競争入札に付する調達の内容

### 1 業務名

まほろば健康パーク アドバイザー業務委託  
（補助都市計画公園事業（社会資本）） 第 1-40-A3-委-1 号

### 2 業務内容

令和7年3月に策定の「まほろば健康パーク基本計画」に基づき、事業手法は運営先行型PFI方式を採用する。本業務において、PFI事業に伴う実施方針の公表から事業者選定（2回）や契約の締結までに必要となる各種資料の作成、支援を行う。

- （1）実施方針の公表に係る資料作成等
- （2）管理運営事業者選定に係る募集資料作成等
- （3）設計工事事業者選定に係る募集資料作成等
- （4）契約締結に係る資料作成等

### 3 業務の仕様

特記仕様書による

### 4 業務期間

契約日から令和10年3月24日まで

### 5 履行場所

大和郡山市額田部南町、磯城郡川西町下永地内

## 第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から12までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 国税及び地方税を対応していない者であること。
- 3 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- 4 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目（大分類）Q役務の提供（中分類）

- 検査・分析・調査業務（小分類）③調査分析業務に登録をしている者であること。
- 5 平成27年4月1日以降、公告日までに完了した、「アドバイザー」業務の元請実績を有している者（国又は地方公共団体が発注したもの）であること。
  - 6 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
  - 7 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
  - 8 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（当時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）でないこと。
  - 9 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
  - 10 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しないこと。
  - 11 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を貸付し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
  - 12 10及び11に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

### 第3 入札手続き等

#### 1 入札説明書及び設計図書等の交付

- (1) 交付期間 令和7年4月4日（金）から令和7年4月25日（金）まで
- (2) 交付方法 奈良県まちづくり推進局公園企画課のホームページからダウンロードしてください。

HPアドレス：<https://www.pref.nara.jp/1683.htm>

#### 2 設計図書等の閲覧

1の(2)に掲げる方法によっても不明瞭な箇所がある場合は、次により設計図書等を閲覧することができます。

- (1) 日時 令和7年4月4日（金）から令和7年4月9日（水）まで（土・日・祝祭日を除く）の午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます。）
- (2) 場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県まちづくり推進局公園企画課都市公園係（県庁分庁舎6階）  
電話番号 0742-27-8069（ダイヤルイン）

#### 3 設計図書等に関する質問

(1) 設計図書等に対する質問がある場合においては、次に従い書面により提出してください。

ア 提出日時 令和7年4月14日（月）午後5時まで

イ 提出場所 第3の2の(2)に同じ

ウ 提出方法 持参または郵送により提出してください。また、アの期限を過ぎたもの

(郵送含む)は一切受け付けません。

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

ア 閲覧日時 令和7年4月22日(火)午後1時から午後4時まで

イ 閲覧場所 奈良県まちづくり推進局公園企画課ホームページに掲載します。

#### 4 入札参加申込書の提出

入札に参加しようとする者は、様式S1競争入札参加確認申請書及び様式S2競争入札業務実績証明書と確認資料を添付のうえ、持参または郵送してください。

- (1) 提出期限 令和7年4月14日(月)午後5時まで(期限までに到着したもののみ有効とします。)
- (2) 提出場所 第3の2の(2)に同じ。
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 持参または郵便(書留郵便に限ります)により提出してください。

#### 5 技術提案書(事前)の内容確認

入札に参加しようとする者は、別添-2の各様式及び様式1と2により技術提案書(事前)及びその添付書類(以下「技術提案書等(事前)」といいます。)を書面により提出し、内容確認を受けなければなりません。

なお、期限までに技術提案書等(事前)を提出しない者及び技術提案書等(事前)が適正でない者(未記載を含みます。)若しくは提案を求めている事項が1つでも欠落している者は、この業務の入札に参加することができません。

- (1) 提出期限 令和7年4月25日(金)午後4時まで(期限までに到着したもののみ有効とします。)
- (2) 提出場所 第3の2の(2)に同じ。
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 郵便(書留郵便に限ります)により提出してください。
- (5) 技術提案に関するヒアリングは実施しません。
- (6) 作成及び提出に係る費用は提出者の負担とします。

#### 6 入札の手續及び開札の日時等

##### (1) 入札の手續

###### ア 郵便による入札

入札書は、郵便により提出することができます。この場合は、書留郵便に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒に「令和7年6月2日開札 まほろば健康パークアドバイザー業務委託 入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書及び見積根拠資料を入れ、封筒等の処理をし、奈良県知事宛での親展として令和7年5月30日(金)午後4時までに第3の2の(2)に定める場所に到着するようにしてください。詳細は、入札説明書によります。

###### イ 持参による入札

入札者及び見積根拠資料を封筒に入れ、封筒の表に「令和7年6月2日開札 まほろば健康パークアドバイザー業務委託 入札書在中」と朱書きするとともに入札者の住所及び商号又は名称を記載のうえ封印等の処理をし、(2)に定める日時及び(3)に定める場所に持参してください。

- (2) 開札の日時 令和7年6月2日(月)午前10時00分
- (3) 開札の場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県庁舎入札室(奈良県庁分庁舎6階)

## 7 入札に係る金額の記入方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 8 入札執行回数

入札執行回数は、2回までとします。1回目の入札(以下「初度入札」といいます。)において予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに2回目の入札(以下「再度入札」といいます。)を行います。ただし、再度入札は、当該入札に参加しようとする者がいない場合は行いません。

なお、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができません。

## 9 技術提案書(事後)の内容確認

- (1) 開札後、落札候補書(評価値の最も高い者)については、別添-2の各様式により技術提案書(事後)及びその添付書類(以下「技術提案書等(事後)」)と申します。)を書面により各1部提出し、内容確認を受けなければなりません。
- (2) 技術提案書等(事後)の内容確認後、落札候補者の技術評価点に変更となり、かつ評価値の最も高い者が変更になった場合は、再度、最も評価値の高い者を落札候補者と申します。
- (3) 前項の規定に基づく落札候補者は、発注者が指定する日時までに、下記のとおり技術提案書等(事後)を書面により各1部提出し、内容確認を受けなければなりません。

ア 提出期限 令和7年6月4日(水)午後4時まで

イ 提出場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県県土マネジメント部技術管理課品質管理グループ(県庁分庁舎6階)  
電話番号 0742-27-7608(ダイヤルイン)

ウ 提出部数 各1部

エ 提出方法 持参または郵送

オ 技術提案に関するヒアリングは実施しません。

カ 作成及び提出に係る費用は提出者の負担と申します。

## 10 落札者の決定方法等

- (1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準

この業務の総合評価に関する規程は、次のとおりと申します。

ア 入札価格に対する価格評価点の計算は、次の算式で行い、小数点以下2位まで算出するものとし、3位以下は、切り捨てるものと申します。

価格評価点 = 60点 × (1 - 入札価格 / 入札書比較価格(予定価格の110分の100))

100に相当する金額)

イ 技術評価点の計算は、次の算式で行い、小数点以下2位まで算出するものとし、3位以下は、切り捨てるものとします。

ウ 価格と価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の上記ア及びイによって得られた価格評価点と技術評価点の合計値（以下「評価値」といいます。）をもって行うこととし、その計算は次の算式で行います。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

エ 技術提案評価の履行の確保

この業務の受注者は、契約後に技術提案書の内容を満たす業務計画書を提出し、必ず履行しなければなりません。

オ 詳細は、入札説明書によります。

## (2) 落札者の決定方法等

入札価格が入札書比較価格の制限の範囲内であり、かつ、技術提案書等の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札候補者とし、10の競争入札参加資格の確認を行ったうえで、落札者を決定します。この場合において評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定します。詳細は、入札説明書によります。

## 第4 その他

### 1 入札保証金

この一般競争入札に参加しようとする者は、入札金額（再入札の場合にあっては最初の入札の入札金額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者である場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

### 2 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約規則第19条第1項ただし書きの規定（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等、将来契約を履行しないこととなるおそれがないとみとめられる者）に該当する場合は、免除します。

契約の相手方は本契約に違反して契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として奈良県に帰属します。ただし、契約保証金を免除されている場合には、解除違約金として契約金額の100分の10に相当する額を奈良県に納付するものとします。

### 3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札
- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (3) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
- (4) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札
- (5) 内訳書を求めている場合に、入札書と内訳書に不整合がある入札

### 4 契約書作成の要否

要します。

## 5 調達手続きの停止等

この調達に関する苦情の処理手続きにおいて、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

## 6 手続きにおける交渉の有無 無

## 7 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 8 契約の解除

契約締結後、契約者について6の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、6の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 9 消費税率の改訂

業務期間中に消費税率の改定があった場合は、法律の規定に従い適切に対応します。

## 10 予算の減額又は削除に係る契約解除

契約締結後、発注者の歳入歳出予算において契約者に支払うべき委託料が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することがあります。

## 11 その他

- (1) その他詳細は、入札説明書によります。

第5 問い合わせ先

- 1 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び所在地等並びに技術提案書等に関する問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県まちづくり推進局公園企画課都市公園係（奈良県分庁舎6階）

電話番号（直通）：0742-27-8069